

奨学金・教育資金

I 日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、教育の機会均等に寄与するため、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し学資の貸与を行い、適切な修学の環境を整備し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とした制度です。

なお、奨学生となる者は、将来の奨学金返済に対する明確な自覚と責任感を持つことが必要となります。

1 奨学金の種類及び貸与月額

ア 種類

- ・ 給付奨学金
- ・ 第一種奨学金（無利子）
- ・ 第二種奨学金（有利子）
- ・ 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

イ 給付・貸与月額（※下線付きの月額は、2018年度以降入学者から新たに選択できるようになった貸与月額です。）

給付奨学金		第一種奨学金（無利子）		第二種奨学金（有利子）
自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分 29,200円 (33,300円)	第Ⅰ区分 66,700円 第Ⅱ区分 44,500円 第Ⅲ区分 22,300円	20,000円、 30,000円、 45,000円から選択	20,000円、	20,000円～120,000円までの間で選択。 10,000円単位から選択可
第Ⅱ区分 19,500円 (22,200円)			30,000円、	
第Ⅲ区分 9,800円 (11,100円)			40,000円、 51,000円から選択	

※（ ）の金額は生活保護世帯が対象となります。

※給付奨学金と第一種奨学金を併給する場合は、第一種奨学金の金額が調整されます。

2 募集及び申込方法

ア 募集

毎年4月中旬以降、所定の掲示板に掲示します。

イ 申込方法

- ・ 予約採用（入学前の申込）

入学前に奨学金を予約する制度です。進学先が決まっていなくても申込できます。進学する前年に在学している高校等の奨学金窓口に申し出てください。

- ・ 在学採用（入学後の申込）

毎年春に奨学生の募集を行います。予約採用で不採用になった人も再度申込できます。

- ・ 給付奨学金（家計急変）・緊急採用・応急採用（緊急の申込）

家計の急変（主たる家計支持者が失職・病気・事故・会社倒産・死別または離別・災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合は、学務・学生支援係に相談してください。給付奨学金は給付奨学金（家計急変）、第一種奨学金（無利子）は緊急採用、第二種奨学金（有利子）は応急採用と呼んでいます。

3 決定及び通知

日本学生支援機構では、大学からの推薦に基づき選考のうえ採否を決定しますが、奨学生に採用された場合は、日本学生支援機構から本学を経て、本人あてに「奨学生証」及び「奨学生のしおり」が交付されます。

なお、資金の関係で採用人員に限度があり、たとえ資格があっても採用されないことがあります。また、第一種奨学生の基準を満たしていない場合でも、第二種奨学生として適格である可能性もありますので、希望者は学務・学生支援係に相談してください。

4 奨学金の交付及び受領

奨学金は毎月11日以降（4月・5月を除く）、あらかじめインターネット入力により届け出た銀行の普通預金口座に直接振り込まれます。

5 適格認定

奨学金の継続を希望する奨学生は毎年「奨学金継続願」の提出（インターネット入力）が必要です。

本学が奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かの認定を行います。なお、学校が定めた期限までに「継続願」を提出しない者は奨学金を必要としないものとして「廃止」該当者扱いになりますので、注意してください。

6 奨学金の返還

貸与奨学金については奨学金の貸与が終了（満期・退学・廃止等）すると、返還の義務が生じます。貸与の終了した翌月から数えて7か月目の月から20年以内に割賦で返還しなければなりません。返還割賦額及び返還回数、返還総額に応じて決められています。返還金は奨学金の財源となりますので、後輩のためにも確実に返還を履行してください。返還を怠ったときは、延滞金が課せられたり、法的措置が講じられることがあります。

7 返還が困難になった場合の猶予

災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額または返還期限の猶予を願い出ることができます。

8 奨学金の返還免除

本人が死亡又は心身障害のため返還できなくなったときは、願出によって免除されることがあります。

9 その他

詳細については、学務・学生支援係へお問い合わせください。

独立行政法人日本学生支援機構-JASSOのホームページ (<https://www.jasso.go.jp>) も併せてご覧ください。